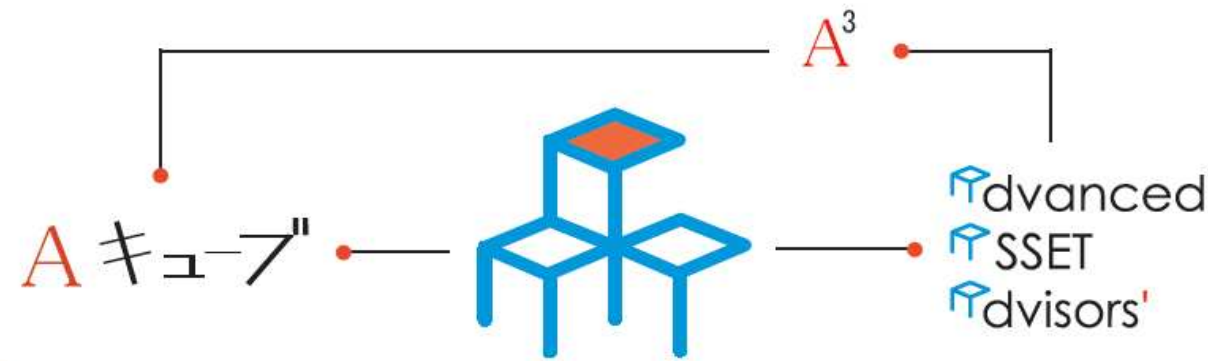


財産承継・事業承継・資産運用が専門です



A³ NEWS

Aキューブニュース
平成20年9月1日
No.030



高次元資産運用

その心配を解決します!!

相続税の納税が可能かどうか検討してみたい
遺言書を書いてみたい
事業承継について悩んでいる

相続対策サービス

相続が発生し何をすればいいのかわからない
時間がないので名義変更手続きを頼みたい
手続きをすればもらったのに知らなかった

相続手続サービス

年金の有効な受給方法を知りたい
不動産の有効活用について考えている
金融資産の運用・保全について相談したい

FP(ファイナンシャル・プランニング)サービス



Q、相続税の計算方法が変わると聞きましたが本当でしょうか？

A、改正が検討されているのは事実です。

来年の税制改正の一つとして検討されています。
気になる改正内容ですが、かなり抜本的な内容です。

例えば、基礎控除に関して・・・

[現状]	5,000万 + 法定相続人の数 × 1,000万円
[改正案]	相続人1人付き 万円

つまり、今までは相続人の人数により相続税が課税されるか否か判断をしてきましたが、改正案は相続人1人が相続した財産がいくらであるかによって相続税が課税されるかが決まる方式です。

土地高騰をうけて現行の基礎控除は昭和63年、平成4年、平成6年と引きあがられましたが、地価水準が昭和62年にまで下がった現在基礎控除は見直される可能性が高いです。

勿論、基礎控除以外にも改正が検討されています。
皆様の目に触れるのは早ければ12月中旬の与党大綱でしょう。
年末に向けて動向に注目してください。

(京都税理士法人 徳田)

